

役員報酬規程

財団法人土木研究センター 役員報酬規程

(総則)

第1条 財団法人土木研究センター(以下「本センター」という。)寄附行為第20条の規定に基づき、本センターの常勤の役員(以下「常勤役員」という。)に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、本給、調整手当、業務執行管理手当及び通勤手当とする。

(本給)

第3条 常勤役員の本給の月額を、次のとおりとする。ただし、本給の月額を財政事情等により減額して支給する場合には、別途理事長が定め、これを公表するものとする。

一 理事長	903,000円
二 副理事長	871,500円
三 専務理事	840,000円
四 常務理事	770,500円
五 理事	701,000円

(調整手当)

第4条 調整手当の月額は、本給の月額に100分の8を乗じて得た額とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の本給、調整手当、業務執行管理手当及び通勤手当の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い日とする。

2 常勤役員の給与は、法令等に基づきその常勤役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接本人に支給する。ただし、本人の申し出に基づき、その者名義の金融機関の口座へ振込方法をもって、これに代えることができる。

(新たに常勤役員となった者の本給等)

第6条 月の初日以外の日において新たに任命された常勤役員に支給する任命当月分の本給、調整手当及び業務執行管理手当の額は、それぞれ、第3条、第4条及び第8条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の日数で除して得た額に、その者が常勤役員となった日からその月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

(常勤役員でなくなった者の本給等)

第7条 月の末日以外の日において退職し、又は解任された常勤役員に支給する退職当月分又は解任当月分の本給、調整手当及び業務執行管理手当の額は、それぞれ、第3条、第4条及び第8条に規定する額をその月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した常勤役員に支給する死亡当月分の本給、調整手当及び業務執行管理手当の額は、第3条、第4条及び第8条に規定する額の全額とする。

(業務執行管理手当)

第8条 業務執行管理手当の月額、常勤役員が受けるべき本給及び調整手当の月額に100分の44を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の額は、一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額が、100,000円を超えるときは、100,000円とする。

3 新たに常勤役員となった者の通勤手当は、常勤役員となった日又は通勤手当の支給要件を具備することとなった日の属する月の翌月(その月が月の初日であるときは、その月)から支給する。

4 通勤手当を支給されている常勤役員が退職し、又は解任された場合においてはそれぞれその者が退職し、又は解任された日、通勤手当を支給されている常勤役員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理は、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 役員給与規程(平成4年4月1日施行)は、廃止する。